

ひょうご消費者ネットが電気料金の遅延損害金条項の是正について申入れ

2011. 5. 11

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットは、2011年5月11日、関西電力株式会社（以下、関西電力）の、電気料金の支払期日に支払を延滞した場合に、翌月その料金の3%を加算して請求するという仕組みは消費者契約法に反するとして、その改善を求める申入れを行いました。

関西電力は、電気料金の支払について「早収料金・遅収料金」制を取り、関西電力と消費者との間の電気供給約款「Ⅲ 契約種別および料金」において、下記の契約条項を置いています。

15 料金

- (1) 料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。
- (2) 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものとします。
- (3) 早収期間は、29（料金の支払義務及び支払期限）(1)の支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間をいいます。（以下略）

電気供給約款で料率（最低料金と電力量料金の単価）が定められている電気料金は「早収料金」です。早収期間（早収期限日）を過ぎて支払った場合には「遅収料金」を請求されます。1日遅れた場合でも日割り計算をせずに、「早収料金」の一律3%を加算した額が「遅収料金」として請求されます。このため、「遅収料金」が適用される場合は、年利に換算して最高1095%の遅延損害金を請求される状況が生じています。

〔例〕ある月の電気料金（早収料金）が10,000円の家庭が、電気料金10,000円を早収期限日の翌日に支払った場合は、3%の遅収加算額（遅延損害金）を含む遅収料金が適用されて10,300円となる。この遅収加算額300円は翌月の電気料金に加算されて、一緒に徴収される。1日延滞して丸々3%加算される場合は、年利に換算すると1095%に相当する。（延滞日数が増えるにつれて、年利換算後の利率は下がります）。

消費者契約法9条2号は年利14.6%を超える遅延損害金を定めた契約条項は無効としています。関西電力の「早収料金・遅収料金」制は、早収期限からの延滞日数が1日～74日の間では遅延損害金（遅収加算額）の率が年利14.6%を超えており、消費者契約法に反しています（3頁の図を参照）。

よって、ひょうご消費者ネットは、関西電力に対して別紙の申入書を送付し、同社の電気供給約款が定めている「早収料金・遅収料金」制を、消費者契約法に適合するように改定することを求めるものです。

あわせて、経済産業大臣に対して、別紙の要望書を送付し、適切な指導監督を要請します。

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番10号 元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内 TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7228

ホームページ <http://hyogo-c-net.com> 会員130名

ひょうご消費者ネットは、2008年5月、消費者契約法13条により内閣総理大臣に認定された適格消費者団体。同法12条により、事業者が消費者契約法の不当条項を使用することの停止（差止め）を請求する消費者団体訴訟の権利を付与されています。

【参考】

1 他の事業者の状況

北海道電力	早収料金・遅収料金制	中国電力	早収料金・遅収料金制
東北電力	早収料金・遅収料金制	四国電力	早収料金・遅収料金制
東京電力	年利10%の遅延損害金制度	九州電力	早収料金・遅収料金制
北陸電力	早収料金・遅収料金制	沖縄電力	早収料金・遅収料金制
中部電力	早収料金・遅収料金制	大阪ガス	年利10%の遅延損害金制度

注「早収料金・遅収料金制」は関西電力と同じく、早収期限を超えたら3%加算した遅収料金を請求する。

「年利10%の遅延損害金制度」は、支払期限を超えたら、年利10%（日割計算をして1日あたり0.0274%）の遅延損害金を加算する。

※電力会社では、東京電力のみ電気供給約款を改正して2000年10月1日から「年利10%の遅延損害金制度」を実施している。

2 早収料金・遅収料金制度の経緯

1949年、約款の料率に従った電気料金は遅収料金で、早収料金は電気料金を早期に支払った人に対する割引制度として設けられた。しかし、1974年に約款が改正され、早収料金は、約款に定める最低料金と電力量料金（1段料金、2段料金、3段料金）等の合計とされ、遅収料金は割増料金の位置づけとなった。

認可されている電気料金の算定式は以下のとおり。

電気料金（従量電灯Aの場合）

電気使用量をE(kWh)とあらわすと

① ($120 \geq E > 15$ のとき)

$320.25 + 19.05 \times (E - 15) - \text{燃料費調整額} - \text{口座振替割引額 } 50.25 \text{ (円)}$

* (燃料費調整額は時期により単価が変わる) (現在太陽光発電促進付加金は0円)

② ($300 \geq E > 120$ のとき)

$320.25 + 19.05 \times 105 + 24.21 \times (E - 120) - \text{燃料費調整額} - \text{口座振替割引額 } 50.25 \text{ (円)}$

③ ($E > 300$ のとき)

$320.25 + 19.05 \times 105 + 24.21 \times 180 + 25.55 \times (E - 300) - \text{燃料費調整額} - \text{口座振替割引額 } 50.25 \text{ (円)}$

実際に計算してみると、この計算結果（すなわち最低料金と電力量料金の和）は早収料金と一致する。

3 電気料金の検針、料金請求、早収期限、支払期限、送電停止の関係

電気メーターの検針によって、当月の電気料金の額が確定する。これが早収料金である。

メーター検針日の翌日から20日間が「早収期間」で、この最終日が「早収期限日」である。

銀行口座の振替払をしている場合は、早収期間内に口座振替され、52円50銭が割り引かれる。

料金の支払いが早収期限を超えた場合は、遅収料金が適用される（早収料金の3%の遅収加算額を付加）。

メーター検針日の翌日から50日目が「支払期限」である。この日を超えると、51日目以降に料金不払いによる送電停止が行われる。

つまり、早収期限を超えて、送電停止されるまでに電気料金を支払った場合は、遅収加算額は、常に年利14.6%を超えた水準となっている。

（次頁の図のとおり）

早収期限を経過した場合に請求される遅延損害金グラフ

